

2021-9-2 第2回旅館業法の見直しに係る検討会

○溝口課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまより、第2回「旅館業法の見直しに係る検討会」を開催いたします。

構成員または意見聴取人の方におかれましては、御多忙のところ、また、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下にもかかわらず、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本検討会はオンライン併用ですので、一部の構成員の方はオンラインでの参加となっております。

本日の会議は公開となっておりますが、あらかじめ事務局より傍聴希望された方を対象に音声のみの傍聴を行っております。傍聴される方につきましては、開催案内の際に御連絡している「傍聴される皆様へのお願い」事項の遵守をお願いいたします。

また、今回から頭撮りを許可してございます。今回は特に申し入れはありませんでしたが、次回以降も頭撮り可とさせていただきますので、御理解と御協力のほどお願い申し上げます。

また、ペーパーレス化の取組の一環といたしまして、前回同様、原則としてタブレットを操作して御覧いただく形をお願いいたします。操作等で御不明点がございましたら、適宜事務局までお申し付けください。

また、音声傍聴に伴いまして、御発言の際はお名前を名乗っていただいてから発言いただきたいこと、発言の際にはマイクを使っていただき、発言されない際はマイクを切ることについて、改めて徹底いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

続きまして、本日の出欠状況ですが、オンライン参加も含め、構成員9名全員出席です。なお、オンライン出席の先生方は、内田先生、遠藤先生、坂元先生、櫻田先生、増田先生となっております。

また、本日は、一般社団法人日本旅館協会の永山久徳副会長、一般社団法人日本ホテル協会の里見雅行副会長、一般社団法人全日本ホテル連盟、清水嗣能代表理事・会長の3名に意見聴取人として参画いただいております。

それでは、この後の進行につきましては、玉井座長の方をお願いしたいと思います。よろしくようお願いいたします。

○玉井座長 では、皆さん、2回目の検討会となります。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。初めに、事務局より資料の確認をお願いいたします。

○溝口課長補佐 事務局でございます。資料の確認をさせていただきます。

今回もタブレットを用いて進めさせていただきたいと思っております。

御覧いただきまして、まず冒頭、フォルダのところから第1回検討会がございました。これは参考ですので、基本はお触りにならない形でお願いします。

その後、下の0から7でして、議事次第、座席表、資料1「前回検討会の意見整理」、資料2-1から3が今日お願いしています意見聴取人からの資料、資料3につきまして「第3回以降の関係者ヒアリングについて」、参考資料1から3は開催要綱と自治体における規定、あとは参照条文です。

不足等ございました事務局にお申し付けください。

以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。

資料のほうはよろしゅうございますか。

前回は大変活発な御議論をいただいて、ありがとうございました。次第に沿って議事を進めたいと思います。まずは次第2の「前回検討会の意見整理」、もし内容的に御指摘事項がありましたら、後ほど伺いたします。

では、事務局、よろしく願いいたします。

○溝口課長補佐 続きまして、事務局より御説明させていただきます。

資料1の「前回検討会の意見整理」をお開きください。前回の検討会での意見整理が主なものですが、事務局の方でまとめさせていただいております。

まず1番目、平成29年改正旅館業法の施行状況ということで、違法民泊対策のところです。意見としましては、違反事例については自治体の指導で終わっているのか、警察への告発事案はあったのかについて意見がございました。これは今、自治体にお伺いしておりますので、おまとめ次第、お答えしたいと思います。

2のところ、同じく平成29年改正旅館業法の施行状況につきまして、実態として宿泊することが可能になっている施設に関する調査結果ということで、ここもいろいろな意見をいただきました。主な意見としましては、宿泊業とは異なるが、消防の観点から安全が担保されているのか。ネットカフェ等の施設については、公衆衛生の問題があるのか。あるいは保健所として指導を考えているが、実態分析がされているなら教えていただきたいということ。保健所サイドでは、旅館業としての指導は行っていないものの、コロナに関するもの、ネットカフェ利用者から感染者が出ているけれども、周囲への広がりがなく、大きな問題はないのではないかという認識であったこと。一般的に、衛生面以外のところで非行や防火などの内容がある。あるいはインターネット利用が広がる中、宿泊という視点で規制をかけるのではなく、有益な場所としての安全な場の提供が求められるのではないかと。社会情勢としては、ネットカフェというもののマーケットができて中、これらの課題についてどう対応すべきか検討する必要があるのではないかと。最後、グランピングについて、旅館業法の営業許可についてどのように取り扱うのかという意見をいただいております。

続きまして、2枚目、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた検討課題ということで、第5条のところです。総論としましては、5条の宿泊拒否の問題は、大きく分けて新型コロナウイルス感染症の下での喫緊の対応と、そうではないものの2つの側面があるので

はないかということ。

新型コロナウイルス感染症への対応としまして、現場においては、5条1号の「明らかに認められるとき」は判断しづらい。これは解決がつかないのが現状だということ。

経営者として、検温をしてあつせんした結果として宿泊ができないという結論となるのも合理的なのではないか、との意見があつたこと。

感染防止ガイドラインに沿つた対応ができない宿泊施設については、第3号の規定をもつて宿泊拒否を考えられるが、これは危うい解釈であるので、もう少しきつちりした法的な考えも含めて対応した方がよいのではないかということ。

保健所の方でも、ただ熱があるだけで感染症患者というわけにもいかないの、そこは対応が難しい。また、濃厚接触者の取扱いについても対応に困ることがあるということ。

次に、ガイドラインによりまして、スクリーニングなどで有効に行うべきということ。

無症状者はともかく、発熱までしている人をスクリーニングしないのはなぜなのか。さらに従業員向けに配られている抗原検査キットを適用して、医療機関が診てくれる環境作りなど、運営面の問題も併せて考えるべきではないかということ。

あとは、働く者の立場から、感染が疑わしい場合でも宿泊を断ることができない。これは立場が非常に弱く、現状を考えるともう少し柔軟に緩和される部分があつてもよいのではないかという意見をいただいております。

続きまして、3ページ目ですが、消費者サイドの話もございまして消費者の方も、今、事業者側の厳しい状況を理解した上で、宿泊施設を利用する必要がある。明確で具体的な根拠を示すことができればよいのではないか。また、過去の感染症の事例では、罹つた人への対応を考えましたが、今回は罹る人がいるかどうかをコントロールするのを法律上どう対応するのが適切かという意見がありました。

次に行きまして、新型コロナウイルス感染症以外のところですが、何か事があつた場合、対応が取れる内容に法改正をされるべきである。昔はともかく、今は野宿など考えられないということで、それは経営者なりの判断があつてもよいのではないか。

また、黒川の事件があつたときと情報量が違ふということで、現状は運営の実態に合わないと感じている、という御意見がありました。

また、事業者側が消費者側と比べて、今は圧倒的に消費者の権利が有利過ぎるという関係でフェアではないのではないかということで、旅館業法の立てつけとして、産業の健全な発達といった重要な側面があり、消費者に対抗できるような仕組みを作る必要があるのではないかということ。

また、新型コロナの関係の一方、過去に疾病や障害などで差別的な取扱いをされた事例もあつたので、こうした方々の声を伺う機会、ヒアリングの場を設けるようお願いしたいということ。

また、SNSが発達する中、安易な宿泊拒否はできない。法的規制がよいのか、あるいは社会的規範で対応できるものがあるのか、議論の余地があるのではないかなどの意見をいた

だいております。

続きまして、4 ページ目は第 6 条に関するものでした。総論として、職業に関する記載については必要ないのではないか。疑問を感じる。むしろ身分証提示の問題の方が重要ではないかということ。

あとは公衆衛生の観点から、保健所が感染者を追跡する場合に職業がなければ苦労するかの観点。治安維持の面で、日本国籍を持つ者にまで身分証の提示を求めるのかという、そこら辺が整理されれば、6 条に関しては結論が出せるのではないかと。

保健所の立場としては、職業は要らず、氏名と連絡先があれば対応が可能だということ。

偽名で泊まる方もいらっしゃるが、経済的損失についてはデポジットで防げるということで、安全確保の面は連絡先さえあればいいということ、身分証など本人確認の徹底については、規制の強化につながるような形になる、あるいは個人情報の保護からも反対、要らないのではないかと意見をいただいております。

また、職業による追跡は担保ができない、経済的損失や犯罪抑制という面では、連絡先を確保し、虚偽の申請をしないことをその場で確認できるものがあるとよいのではないかと意見をいただいております。

宿泊施設として、職業によって何か対応することは特にない。事前の予約で連絡先を含む情報はもらえており、スマートチェックインなどで効率的に現状では対応できている。

あとは、反社会勢力に対するチェック項目などの抑止効果についての御意見をいただいております。

最後、4 番ですが、その他事項ということで、事業承継、相続承継と同等の形での整備する話でございます。相続と同等程度に簡素化する方向でよいのではないかとということで、事業者側の委員の意見も肯定的なものであるならば、検討会全体の総意として進める方向でよいのではないかとというような意見をいただいております。

長くなりましたが、事務局のほうからの説明は以上でございます。

○玉井座長 ありがとうございます。

前回の概略でございます。各委員の先生方で補足あるいはここがちょっとというところがありましたら御意見をいただきたいと思いますが、これからの発言につきましては、前回同様、発言時に挙手をしていただいて、私のほうから指名をさせていただきます。オンラインの先生方も遠慮なさらず大きな形で手を振っていただきましたら、こちらもお気がつきやすいと思います。よろしく申し上げます。意見聴取人の皆さんも、ぜひ遠慮なく手を挙げていただいて、お願いしたいと思います。

それでは、前回の意見の整理につきまして、先生方、何か補足ですとか、あるいは御説明が足りないところがありましたら、お願いしたいと思います。

よろしいですか。

では、今日はせっかくの貴重な時間を少しでも使いたいで、次に移らせていただきます。

それでは、次第3「関係者ヒアリング」に入りたいと思います。

本日は大変お忙しい中、また雨の中、聴取人の皆様にお越しいただきまして本当にありがとうございます。今回は宿泊関係団体の皆様方に意見聴取をお願いしております。各団体15分ぐらいをめどに意見をお聞かせいただき、3団体が終わりましたところで、各先生方と議論をさせていただきたいと思います。この議論につきましては、特に順序立てとか内容は決めませんので、フリーディスカッションで結構でございます。では、そういう形で行きたいと思います。

日本旅館協会さん、日本ホテル協会さん、全日本ホテル連盟さん、この順番でお願いしたいと思いますので、では、最初に、日本旅館協会、永山意見聴取人、よろしくお願いたします。

○永山意見聴取人 ありがとうございます。日本旅館協会の永山と申します。今日は貴重なお時間を頂戴いたしまして、本当にありがとうございます。

私自身も旅館を経営しておりまして、フロント業務であるとか、そういったものにも携わった経験があるということ。そして今回、我々の組合の構成員も若手や中小の小さい旅館の経営者が多いものがございますから、その辺りの意見も踏まえたお話であるということをお理解いただいた上で、御清聴いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

では、ページの順を追って御説明させていただきたいと思います。

まず1ページ目、こちらの看板をつけさせていただきました。海外旅行された方であれば、恐らく飲食店に入るとき、ホテルに入るとき、必ず目にされたことのある看板だと思います。あらゆるお客様に対して、我々はサービスを拒否する権利を持っている。こういったものを掲示されているというのが海外の事例でございますけれども、当然、我々も、お客様に対しては真摯に対応させていただきたいと思いつつも、一方では、どうしても許容できないケースについては拒否をする権利があつてしかるべきではないか。これはもうこの業界においてかなり前からずっと懸案として持っていたテーマということで、冒頭につけさせていただきました。

2ページ目に移らせていただきたいと思います。お時間の関係もでございますので、今回は5条と6条についてのみ、私からお話をさせていただきたいと思いつつも、まず5条について、前回のこの検討会の御議論も拝聴させていただきまして、論点を改めて整理させていただきました。

まず1つ、改正を望む理由として、ほかの法律の整理が進んでいるということ。この法律の制定当時と比べまして、今であれば障害者の差別解消法であるとか、消費者保護の諸法であるとか、個人情報保護法であるとか、あらゆる法整備が進んでおりまして、旅館業法で二重に記載されていることに違和感を持つケースがあるということ。

次に、制定時からの環境の変化が大きいということもございます。

また、当時の旅館業法の宿泊拒否ができないという意味合いの中には、例えば行き倒れの防止であるとか、深夜、災害時にセーフティーネットとして宿泊施設を活用したい、そ

ういった思いがあることは十分理解しておりますけれども、現在であれば、24時間営業のお店があったり、社会福祉関係の施設もあるということで、できればこれは法律の概念から外していただき、また、後で述べさせていただきますけれども、特殊な環境、例えば山の中であるとか、宿泊施設がないような限界集落であるとか、そういったところは別の協定であるとか自治体の条例等でフォローできるのではないかとというのが我々の考えでございます。

前日も委員の皆様方から御発言がありましたとおり、消費者と事業者の間で対等な契約行為が阻害されているのではないかと懸念。また、昨今の社会情勢の変化によって、従業員、勤務員を守るという姿勢が、以前よりは比べ物にならなく大きくなってきているということ。そういったことも社会の変化としてあり得ると思っております。

また、この第5条の存在が一般消費者に広く知れ渡っておりますので、あつてはならないこととは思いますが、中には、この5条によって我々が拒否できないということ、ある意味、逆手に取って利用される利用者も出てきたということ。こういったことも業界側としてはお伝えをさせていただきたいと思っております。

当然、この改正によって宿泊者の安全が損なわれる可能性というのはあつてはならないことだと思っておりますし、我々も、こういった拒否の概念が変わることによって安易な乱用はできないような心構えも必要だと思っておりますので、そういったこともお含みおきいただきたいと思っております。

3 ページ目に移らせていただきます。この5条について条文が悪用される実態と書かせていただいておりますけれども、例えば現在であっても、各ビジネスホテルで予約の問合せが増えているものが、10泊以上、12泊とか13泊とか、お部屋は空いていますかといった問合せが増えているという声を多く聞きます。これはどういうことかということ、御想像のとおり、例えば濃厚接触の可能性のある、身内で新型コロナの感染者が出た。そういったときに周囲に迷惑をかけないように、自主的に旅館に避難する。ホテルに避難する。そういったことを目的とされているというのがかなりケースとして透けて見えているところもあるので、これはホテルがある意味、コロナということの申告なしにお客様を受け入れてしまう土壌になっているのではないかと懸念でございます。

遡ること2002年のSARSのときにも、大手の企業が、海外から帰国した社員に対して、出勤もするな、自宅にも帰るな、ただしホテルで黙って泊まれと、そういったことを公然と指示しているといったものがニュースの問題になったことがございまして、このときも我々の業界は、かなり不安を持ってそういったお客様を受け入れざるを得なかったという歴史的な経緯もございまして。

こういったことで、今では、従業員だけではなくて、ほかのお客様に対しても危険を及ぼす行為をお客様が故意にされた場合、我々はそれを断ることができないという懸念を持っていることをお伝えしたいと思います。

次のページに移らせていただきたいと思います。従業員に対しての不利益ということで、

これも事例を幾つか挙げさせていただいております。現在、例えば台風であったり、自然災害、地震であったり、避難勧告が出た場合に、宿泊施設は避難場所としては基本は指定されないわけでありましてけれども、そういった場合でも、宿泊施設なら大丈夫だろうということで避難者が殺到される。単なる避難だったらお断りができるのですけれども、言い方は悪いですが、お金を払うから泊めてくれと言われたら、もう我々はそれを受け入れざるを得ない。そういったことで拒否ができないということが、従業員に対して大変危険を及ぼすといったケースも毎回報告をされています。

また、最近の事例の特性として、OTA、インターネットの予約サイトから、予約というのは自動的にどんどん入ってくるわけですがけれども、例えば地震による停電時、我々宿泊施設側は、パソコンが停電しているわけですから、予約が入ったことを知ることができないわけです。知ることができないにもかかわらず、例えば避難される方とかがインターネットでどんどん予約をされて、どんどんホテルのほうに足を向かわれるわけですね。ホテルが営業していなかったとしても、営業不能な状態であっても、お客様がどんどん来られてしまう。これをお断りした場合に、提供する準備があったのに提供を拒否したという解釈をされてしまうので、これまた旅行会社様、お客様からお叱りを受ける、そういったケースもございます。

また、災害発生時、当然、ほとんどのお客様は予約をキャンセルされるわけですがけれども、中には連絡のつかないお客様もいらっしゃいまして、1組でも連絡がつかない場合には、来るかもしれないお客様のために旅館のスタッフを用意して、宿泊施設を開業の状態にしておかなければならない。そのことによって常駐する社員に不利益、不安全が生じているケースもございました。私の知る限りでも、例えば台風が迫っているようなときに、連絡のつかないお客様がいるということで休館ができずにやむなく出勤をしようとして、出勤途中に残念ながらお亡くなりになった従業員さんがいらっしゃったり、また、従業員さんが無理して出勤している間に自宅が流されてしまって、御家族が被害に遭われたり、そういった痛ましいケースを幾つか耳にすることがございましたので、そういったことは法律上としても守ってさしあげたいなという気持ちも個人的には持っております。

次のページに移らせていただきます。ということで、今までの第5条に対して、当然乱用は避けるべきだと思いますが、私の考える、改正に当たってこういった要素を盛り込んでいただきたいという希望的なものを書いております。

1つは、先ほどから申し上げておりますように、ほかの利用者や従業員の公衆衛生上の安全または身体的な安全、この辺りを妨げる可能性があるときというのは、ぜひ我々にお客様をお断りする権利を与えていただきたい。

また、宿泊する者の安全。これはお泊まりしようとする方の安全自体が確保できない場合、例えば災害時に、災害が迫っているにもかかわらず新規で予約をされようとするお客様であるとか、あとは、当然これも乱用はしてはいけないことなのですが、設備上、どうしてもお客様の安全が担保できない場合。例えば、車椅子でお泊まりいただきたい。障

害者差別等は当然熟知した上で、それでも避難時には、我々提供側として安全を確保できない場合には、何とか話し合いの上、お断りをするという可能性もぜひお考えいただきたいと思っています。

最後に、役務を提供できる余裕がないとき。これは先ほど申し上げたように、当然我々が災害時に宿泊施設としての提供ができない場合。現在はその解釈で、提供ができない場合も余裕がない場合と解釈できるといった通知も出してはいただいておりますけれども、より分かりやすい形でお客様に伝えられるように、こういった条文も加えていただきたいと思います。

次のページに参らせていただきます。先ほど宿泊拒否の条項を増やしてほしいと申し上げておりますけれども、一方では、やはり今までどおりセーフティネットとして宿泊施設を機能させたい。そして、我々もやはり地域の安全を守る立場の職種として、最大限そういった御協力はさせていただきたいということで、宿泊客の安全確保について、我々の中でも何らかの考え方を持たせていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたが、例えば登山道であるとか、深夜営業の店舗のない区域や行き止まりの終着駅でお店がないようなエリアであれば、当然その地域との協定であったり、あとは省令であったりとかで、そういった施設にはそういう避難的な要素を持たせていただくということも可能だと思いますし、当然、乱用や差別が発生してはならないことでございますので、我々側の規律維持を図らなければいけないということで、例えば誰の権限でそういった宿泊拒否を発動したのか。それがアルバイトでもなくきっちりした責任者が判断したのだということは、こちらのほうからもしっかり襟を正さなければいけない部分だと思いますし、拒否の理由というものがしっかりとお客様にも御理解いただけるように明快な形でお伝えしなければいけないと思っています。

下でまとめとして、他の業種法ではない、宿泊拒否をしてはならないという条文については、営業者の権利についても一方ではお考えいただきたいということ。従業員とほかの利用者の安全を確保することが我々の責務であるということ。そして、宿泊できない人への対処は、これも地域全体で考えることだと思っています。宿泊施設が当然核になったとしても、地域全体として、その行き場のない方、困っていらっしゃる方をどうやって守るかといった考え方にシフトしていただきたいと思いますというのが我々の希望でございます。

次に、第6条について御説明させていただきたいと思います。先週までの議論で、職業の記載については御一考いただける余地があると解釈しておりますので、こちらについては除外を求めるというだけに留めさせていただきたいと思います。

一方で問題になるのが罰則規定でございます。また後段でお話しさせていただきますけれども、現状、我々にはお客様が記載いただいた住所や連絡先が正しいかどうかを判断する根拠というものが全く与えられていない状況でございます。一方では、第1項違反、50万以下の罰金として、次項の記載に対して、その保管に対して罰則規定が設けられております。書かれているものが本当かどうか分からない、確かめるすべがないにもかかわ

らず、それが有効に書かれていない、保管されていないことに対して罰則規定があるというのは、これはちょっと我々に対しては大変難しい条文が残っているのかなという解釈をしております。もし罰則が残るのであれば、後で申し上げますとおり、本人確認の機会を与えていただきたいと思いますし、逆に本人確認の機会が与えられないのであれば、罰則規定というものも御一考いただきたいと思います。どちらかを御配慮いただきたいと思いますというのが今回の趣旨でございます。

2 ページ目に参ります。身分証明書の確認の必要性についてということで、現状、実態をお伝えいたしますと、例えば現在、食中毒感染症が認められた場合の利用者の捕捉が以前よりも難しくなっております。お恥ずかしながら、私の施設で10年ほど前に食中毒を出したとき、保健所様からは、全ての宿泊者に対して書いている連絡先を基に健康状態の確認をしてくださいと言われるわけですがけれども、大体2割ぐらいのお客様が虚偽の申請、記載されておりました。当然その方々には連絡がつかないわけです。

これについて、例えば旅行会社さんとか、使ったクレジットカード会社さんとかから住所、連絡先は分かるだろうと思われるかもしれませんが、基本的には保健所の命令とかがない限りは、旅行会社さん、クレジットカード会社さんは情報提供されないこととなりますので、結果的に捕捉が遅れてしまう原因にもなっているのかなと思っております。

また、ノーショーや備品の破損や盗難と書いておりますけれども、当然、前払い、デポジット、こういったものを取り入れている施設もございましてけれども、例えば旅館であったり高級なホテルであったりすると、やはりそのお部屋自体で数百万の調度類であるとか、それより高額なものを一日、目の届かないところでお貸しするという、そういった消費者契約をしているわけですから、それに対して数万円のデポジットというものよりは、しっかりした相手先の確認というものが需要ではないかという意見も根強いということはお伝えをしたいと思います。

また、これは余談にもなるかもしれませんが、旅行会社予約サイトにおいては、現状においても、メールアドレス、電話番号、氏名、住所、全て虚偽申請でも予約をできてしまう。旅館に来るまで、ホテルに来るまで、そういった情報は一切開示されないといった場合もありますので、これは宿泊施設の本人確認だけではなくて、最終的には旅行会社、予約の受付サイトまで含めた本人確認というものが必要な時代になってきたのではないかなと思っておりますし、現在、ネットカフェとかは各都道府県の条例で身分証明書の提示が求められている。また、レンタルビデオとか高額なものを貸す契約を結ぶ場合には免許証の提示等が必須条件になっておりますので、こういった概念は、たとえ法律でなくても、政省令であったり、ほかの取り決めになるかもしれませんが、そういったもので本人確認というものは必要だと考えております。

ただ、その手法についてはいろいろあると思っておりますので、その保管義務が必要かというところ、そこまでは思いませんし、当然、代表者が書かれた宿泊名簿と本人の住所が一致しているということだけが分かればいいわけですから、そういったものの工夫については

御一考いただきたいなと思っております。

また、Go Toトラベルキャンペーンについても、我々はGo Toトラベル適用の条件として身分証明書の確認を必須にしておりましたので、手間はかかりますけれども、決して不可能ではないということも申し添えたいと思っております。

駆け足ではございましたけれども、日本旅館協会として申し上げたいことは以上でございます。ありがとうございました。

○玉井座長 永山様、ありがとうございました。非常に具体的な事例も交えた御意見、本当にありがとうございました。

それでは、続きまして、日本ホテル協会、里見意見聴取人、よろしくお願ひしたいと思います。

○里見意見聴取人 日本ホテル協会副会長の里見でございます。本日は、このような機会をいただきまして誠にありがとうございます。

日本ホテル協会は、ホテルの宿泊施設だけではなくて、レストランですとか、あるいは宴会場とか、そういう施設を備えているホテルが会員になって構成している協会でございます。私のほうからは、主に5条関係、6条関係について意見を述べさせていただきたいと存じます。

まず、5条関係でございます。第1号の伝染病の疾病にかかっていると明らかに認められるときという条文につきまして、これは著しく限定的であって、ほとんど使えないのではないかと考えてございます。例えば、お客様がホテルに来られたときに、私はPCR検査で陽性ですと言ってチェックインをされる方、そういう方は私は聞いたことがないわけでして、明らかに伝染病であることが認められるときというのは、実際には極めて限定的ではないかと考えてございます。

もちろん、私どもは、具合が悪そうなお客様が来られたときに、全て何でもとにかく拒否できるようにしてほしいというようなことを申し上げるわけではなくて、実際もすぐに宿泊を拒否するなどということはないわけでございます。ちょっと具合が悪いようなお客様が来られましたら、例えば医療機関を御紹介するとか、場合によっては保健所にお世話になるとか、そのお客様の状況に応じて様々な対応をして、そのお客様の状況に合わせながら、適切な手段を考えて実施しているわけでございます。

ただ、ホテルのスタッフとしていろいろなことを努力するわけですが、どうしてもホテルのスタッフの言うことに従っていただけないというケースも残念ながら生じてしまう。こちらからお願いをすることについて、それに従っていただけない場合、最終的には、やはりスタッフに手段を与えていただきたいということをお願いするわけでございます。それがこの2つ目のポチでございます。そこで、例えば新たな号として「宿泊客が正当な理由なく宿泊施設または医療機関等からの感染防止を目的とする指示・要請に従わないとき」という号を加えていただければ、もちろんホテルのスタッフとしては、まずはお客様と丁寧にやりとりをいたします。ただ、最終的にお客様がそれは嫌だということで、

感染防止のためにいろいろお願いしてもそれを聞いていただけない場合に、最終的な手段として宿泊を拒否することができるというような条文をぜひ設けていただきたいというお願いでございます。感染が疑われるお客様だけではなくて、例えばマスクをつけてくださいと言っても嫌だと拒否するお客様等に対しても、やはりスタッフとして最終的には強く出られるような手段をいただきたいという意味でございます。

それから、次のポチは、それと併せてこの第1号、なかなかこういう場合はないのではないかと思いますけれども、どのような場合が伝染病の疾病にかかっていると明らかに認められるときに該当するのか、分かりやすい判断基準を公表していただければありがたいと存じます。

次の(2)でございますけれども、これは具体的に宿泊拒否には当たらない場合ということで提示をされているわけです。しかし、いろいろな合理的だと考えられる場合について、もう少しきちんと手当てをいただけないかということでございます。ここに例えばということで書いてございますけれども、PCR検査付きプランみたいなものを出しているホテルもでございます。お客様がこれを求めいただいた場合、実際にお客様が来られたときにPCR検査を受けていただくということですが、それを受けないと言われた場合には、そのプランは使えないわけでございます。あるいはワクチンパスポートとか陰性証明限定プランみたいなものをお求めいただいたお客様が来られたときに、いや、ワクチンパスポートはないのだよということであれば、そのプランをお求めいただいたお客様に、それでもどうぞというわけにはいかないということでもあります。あるいは、例えば女性専用の宿泊施設とかを造った場合に、そういうものについても認められるようにと、いろいろなケースがあると思います。

例としては、衛生等管理要綱の中では、大人向け等、営業上の工夫として利用者の良識と任意の協力の下において実施される場合ということが掲げられてございますけれども、もう少しここについてはいろいろと手当てをいただけるとありがたいというのが(2)のお願いでございます。

それから(3)でございます。これも宿泊拒否には当たらない例でございますが、これについては通達でも掲げられておりますけれども、いろいろな自治体が条例で宿泊拒否に当たる事項を定めておられるわけですが、これは非常に合理的なものが多いだろうと考えてございます。例えば、泥酔、言動が著しく異常等で他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがある場合とか、あるいは身体、衣服等が著しく不潔で、衛生保持に支障または他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがある場合ですとか、支払い能力がない場合、暴力団員、暴力的に要求行為が行われる場合ですとか、あるいは合理的な範囲を超える負担を求められた場合とか、あるいは天災・施設の故障等、こういったものは条例等でも認められているものがございますけれども、こういったものをもう少しきちんと法律の中に条文として明確に位置づけていただければというお願いでございます。

第5条については以上でございます。

第6条関係でございます。これは検討会の中で御議論されたものの中で2つばかり申し上げたい。1つは職業について、これは御議論としてもあったと思いますが、実際に職業をなかなか書いていただけないという現実がございます。職業については、ぜひ削除をいただきたいということでございます。

それから、身分証によって本人確認を徹底すべきだという御意見もあったかと思いますが、身分証によって本人確認を徹底するというのは、現場では極めて困難でございます。これは結局、身分証がないお客様については宿泊を拒否しなさいという御趣旨だと思いますけれども、しかし、海外の方はもちろんパスポート、旅券を持っておられる方がほとんどでございますが、日本国内の方は、免許証だとかマイナンバーカードを持っておられる方ばかりではなくて、実際には何も持っておらないという方が非常に多いのです。そういう方に対して、身分証の本人確認を徹底する、それがなければ宿泊を拒否するというのは大変なトラブルになります。それがトラブルの山になるだろうと思います。身分証による本人確認の徹底というの、ぜひともそういうことについてはやめていただくようお願いをしたいと存じます。

なお、先ほど旅館協会さんのほうから身分証明書の確認は必要ではないかという御意見がありましたので、ちょっとだけコメントをさせていただきますけれども、宿泊施設が必要だと考えた場合には身分証明書の確認ができるという趣旨でおっしゃっているのだろうと思います。ですから、宿泊施設の判断として身分証明書を確認させていただきをお願いすることができるのだという趣旨であれば、これは必ずしも矛盾しないのだろうと思いますので、ここは必ずしも旅館協会さんとの間で意見が対立しているということでもないのだろうと考えてございます。

それから、(2)についていろいろ書いてございますのは、旅館業法の目的として、旅館業の健全な発展を図るという目的がございますので、その目的をきちんと、その目的に合った制度にさせていただきようお願いでございます。

1つは、宿泊者名簿ですとか旅券の写しの保存義務。これは3年間の保存義務がございますけれども、個人情報の取扱いは厳格にやらなければならないということで、そもそも負担が重いわけでありまして、これはぜひ1年程度に期間を短縮いただきたいというのが1つのお願いでございます。

それから、本人確認の方法でございます。今、ICTの活用も認められておるわけございまして、人が画像を確認することも認められているということでございます。ただ、これについてはAIによる顔認証等も今後は技術が発達してくると、こういうこともだんだんできてくるだろうと思いますし、場合によっては指紋等の生体認証とか、あるいは顔以外でもいろいろな確認方法も出てくるかもしれません。これはまだ今後の話が大方ございまして、これから先、この分野はどんどん技術が発達してくるということでございまして、それに応じて私どもとしてできる限り効率的に、そして、何よりもお客様の御負担を極力減らしていくという方向が必要になるだろうという問題意識でございます。それに合った

ような形で、私どももいろいろと努力をしてまいりますので、そのときにこの旅館業法の規制が障害になることのないように、ぜひお願いをしたいと思いますのでございます。

この3番目のポツも、FAQの中でチェックボックスへのチェックを行えば足りるというような記載がございます。お客様の同一性というものを確認できるのであれば、宿泊のお客様に対して何もアクションを求めない形で私どものほうで宿泊名簿を作成すること、それをできる限り可能とさせていただいて、お客様の御負担をできるだけないようにできればというお願いでございます。

なお、これにつきましては、国の制度としてそれを御理解いただいたとしても、条例で少し規制を強化する、条例で上乘せをしてしまうということもございます。例えば、全体としては遠隔の確認ということでもいいとなっている場合でも、その施設内に必ず誰かが常駐しなければならないというようなことを条例で定められてしまいますと、これはやはり今のような技術が進んでも、なかなかその技術を使って効率的な業務を行うことができないということにもなりますので、そういう意味でも、ぜひ御指導のほうもよろしく願いできればということでございます。

以上が第6条関係で、あとはその他でございます。その他として、実は最近、デユースのお客様が増えてございます。例えば、テレワークで御自宅で仕事をしようといっても御家族がおられて家ではなかなかうまく仕事ができないという方が、ホテルに朝おいでいただいて、夕方までホテルの部屋でお仕事をされるというようなこともございます。あるいは、ちょっとゆっくりしようかということでホテルの部屋を日中御利用になるというお客様もかなり増えてきてございます。もちろん旅館業法では、宿泊を目的とした営業ということが旅館業法の趣旨でございますので、恐らくデユースの場合は旅館業法の適用はないのだろうと私どもは思っておるわけでございますけれども、ただ、現実的にはそのところがどうもはっきりしないということになりますと、来られたお客様が宿泊者名簿にきちんと記載をしているのだろうかというようなことを言われてしまう。あるいはそういうプレッシャーがあるということではなくて、デユースの場合は旅館業法の規制外であるということを通達でもいいですし、あるいはFAQという形でもいいわけですが、そこはぜひ明確にさせていただければと思います。この部分は増えているだけではなくて、いろいろなプランが出てきております。今は、仕事も先ほどの朝から夕方までというだけではなくて、例えば2時間、3時間、ちょっとホテルの部屋を利用しようかというような場合とか、様々な場合がございます。例えば、カラオケボックスで仕事をしようとか、あるいは駅の中のブースで仕事をしようとか、そういう場合もありますけれども、それと同じようなホテルの部屋をちょっと借りて、そこで仕事をしようかというような場合もございます。そういう場合に、全て宿泊者名簿をきちんと書いていただいて3年間保存するというにならないように、そこは明確にさせていただければというのがこの3番のお願いでございます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○玉井座長 里見様、どうもありがとうございました。新たな視点での御提言も含めて、また後ほどいろいろ議論の対象になろうかと思えます。ありがとうございました。

続きまして、全日本ホテル連盟、清水意見聴取人、よろしくお願ひいたします。

○清水意見聴取人 全日本ホテル連盟会長の清水と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、私どもの全日本ホテル連盟というのは、本来、50年前に立ち上がったのですけれども、ビジネスホテル協会が名称を変更して、現在の全日本ホテル連盟となっております。全国の主なビジネスホテルチェーン、そして、大体、独立系のホテルも多いのですけれども、1,100件くらいの会員がおります。私自身も、全日本ホテル連盟の会長を務めさせていただいておりますけれども、実際に自分のホテルのフロントの受付であったり、駐車場の整理であったり、そうしたこともたまにやっているわけでございまして、現場がどういう状況かということは割と分かっているほうかなと思っております。

今回、第5条に私どもは特化しております、会員からたくさん意見をもらっております。それらをまとめたものを発表させていただきたいと思っておりますが、皆さん、お手元の私どもが作成した資料を御覧いただきたいのですが、結論から申し上げて、私どもの基本スタンスとしては、旅館業法第5条は撤廃し、不備な点を補足するためのガイドラインを設けるというようなことをお願いしたいと思っております。

第5条を全部撤廃したほうが良いというのは、まず、お客様を断ってはならないと。ただし、下記の点は受け入れてもいいよというような書き方でございまして、その断ってはならないとするところはいろいろと問題が非常に大きくて、今回のコロナ禍においては非常に困ったという事例が、この後、たくさんの事例を書いておりますけれども、主な理由といたしましては、1番目、政治が最大多数の最大幸福を理念とするように、ホテル経営者も特定のお客様だけでなく、その他大勢のお客様の安心安全を守る責務があるわけです。よって、感染症の疑いのある客を受け入れたことによって、他のお客様や従業員が感染するかもしれないリスクを負うわけでありまして、そのリスクを放置している現旅館業法第5条は撤廃すべきであり、タイミングは今であるということ強く申し上げたいと思っております。

2番目に、よくニュースで聞くのですけれども、航空機ではマスクをしないというだけで搭乗を拒否しています。場合によっては航空機が発した元の空港に戻るとかいったら、その間の他のお客様の時間とか経費は一体どうするのでしょうか。でも、そういったことは実際に行われているわけです。病院もコロナ患者を断っている。そうしたことも聞いております。では、何ゆえ宿泊施設は拒めないのかと。それは業界差別であって、公平ではないなど、私どもの会員ホテルからそういういろいろな多くの意見をいただいております。

3番目に、第5条の表現そのものが時代錯誤であると。第5条「営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない」、こんなふうに明記されているわけですね。あからさまに客を選ぶ自由を基本的に剥奪しているわけです。それぞれの宿

泊施設は、自社のコンセプトに合った客を選ぶ自由があつてしかるべきだと。先ほど旅館協会の永山さんも言っておられましたけれども、外国ではそうした事がちゃんと権利として認められているのに、日本では認められていない。断つてはならない。基本的にその法律があるわけです。その法律があることによって、我々がどんなに大変な思いをしているかということ、こちらにいらっしゃる構成員の皆さんには、ぜひ御理解いただきたいなと思っております。

では、例えばそういったことを撤廃したことによって困るお客さんもいるのではないかと、というようなところで、それをガイドラインとしてフォローしてはどうかというのが私どもの提案です。具体的に、上記の基本的な法律を改定した上で、例えば真夜中の来館。山の中の一軒家など、一概に断れないようなときもあつて、宿泊施設として受け入れ体制を考える必要がある。よつて、下記のようなガイドラインを整備しておくことを提案する。発熱をしている宿泊希望者が来館したときに、時間帯にもよるが、人道的にお断りができない場合、基本は感染対策をしっかりと取り、客室に入室をさせて、経過観察をすることが望ましい。要するに、法律では断つてはならないということは撤廃した上で、いざそういう人が来たときには対応しましょうということをガイドラインとして、人道的に用意してもいいのではないかなど。でも、法律的に断つてはならないということは、これはもうぜひ削除していただきたいということです。

その下が、地元保健所、宿泊施設、医療施設など、24時間体制で連絡できる受入れ体制を準備しておくことが望ましい。これはよく修学旅行などを受け入れている施設では当然のようにやっているわけですがけれども、いざというときに連絡が互いに取れるような体制づくりが望ましいということでもあります。

その下ですけれども、コロナ感染者の使用した客室は消毒清掃が必要になり、外注業者に依頼した場合は1室10万から15万かかります。宿泊施設においては大きな負担となるため、保険に加入しておくことが望ましい。こういう保険が今あるのですけれども、実際にこういう保険ができる前に私どもの会員でそういう事例がありまして、お客さんとちょっと大変なトラブルになったと。どうしようと。でも、お客さんに請求するのも悪いしなと。いったことをいろいろ考えて、自分のところで負担したりとか、しばらくそれで使えないわけですね。営業上の損失などもありますので、こういう保険も今はできております。

各宿泊施設でのコロナ対応キット、抗原検査用のキットとかパルスオキシメーター、体温計、酸素などを準備しておくことが望ましいということで、これは結構やっているところもありますけれども、このように、いざという場合にコロナ患者さんが来た場合、我々としては、対応する準備をしておくことが望ましいというようなことをした上で、基本的には法律第5条は撤廃していただきたいという思いであります。

その下のページは、会員から、今回こういう会があるから、みんなで困ったところがあったらぜひ意見をくださいというふうにしたところ、A4版で6ページにわたるいろいろな情報が集まってまいりました。これらは、ホテル名とか書いた人の名前とかは削除して、

どこの県かということだけ記載してあります。これを一つ一つ読み上げるのは差し控えないなと思いますので、また、委員の皆さんには時間のあるときにお読みいただきたいと思っています。こんなにたくさん事例はあるのだということを御理解いただきたいと思っています。

なお、今ずっと第5条について述べてまいりましたが、第6条につきましては口頭で申し上げますが、基本的にホテル協会さんがおっしゃった意見に賛同させていただきます。職業欄というのは特に不都合はないかなと思いますけれども、宿帳の記載という、これまでやってきたことは、私はこれは必要だと思います。特に民泊の問題があったときに、民泊ではこういう宿帳の記載とかをしないところが結構あるのですね。そういう民泊との差別化、きちんとどういうお客さんかというのをフロントで受け付けることによって、このお客様は自分のホテルに泊めて安全・安心だと、そういったことをちゃんとそのフロントの対応の中で判断するわけでございますので、宿帳を記載するという行為そのものは、ぜひ続けていくべきであろうと思います。

簡単ではございますけれども、以上で私どもの発表を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○玉井座長 清水様、どうもありがとうございました。5条に関して非常に、ある意味で逆接的に建設的な意見をいただきました。多分これからこの辺は御議論になるのではないかと思います。お三方、どうもありがとうございました。

それでは、これから、意見聴取人からいただきました御説明について、御意見ですとか御質問、議論に入っていきたいと思います。まとめさせていただくと、5条に関しては、逆説的に撤廃というような御意見もありましたし、感染症のみならず、それ以外のケースもたくさんあると思います。この辺を分けながら御議論していただきたい。

6条に関しては、端的に言えば身分証明の提示を是非とするか否かという問題になろうかと思います。

その他につきましては、昨今、宿泊業界には新たなビジネスモデルが出てきております。こういう問題に対してどのように対応していくか、この辺が論点のポイントになろうかと思っています。

それでは、どのポイントでも結構ですが、とりあえずこの5条の問題に関して御意見をいただければと思います。まず挙手をして、御意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

坂元先生、よろしくお願いいたします。

○坂元構成員 お忙しい中、ヒアリングに御出席いただき、また、大変参考になる御意見を頂戴しましたこと、まず御礼申し上げます。

私の質問は、永山副会長に確認なのですが、第5条について発展的な改正の要望ということで、3番目の●で「宿泊しようとする者の安全を確保できないと判断できる合理的理由があるとき」として、例として、車椅子客が一人で宿泊する場合に避難経路が確

保できない場合ということを挙げておられます。その意味ですけれども、例えば、地震とか火災の場合には宿泊施設内のエレベーターが使用できないというようなことがあって、避難が障害者の方には難しいということはあると思いますけれども、厚労大臣が平成27年11月に策定した障害者差別解消法衛生事業者向けガイドラインでは、障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の例として、サービスの利用に際し、条件を付すことといたしまして、保護者や支援者、介助者の同伴をサービスの利用条件とすることが挙げられています。ですから、車椅子を使用している障害者の方が一人でホテル・旅館等に泊まるといえるときに、保護者とか支援者、介助者の同伴を利用条件とすることはできないとガイドラインに書いてあるものですから、今日、永山副会長がここで避難経路が確保できない場合と言われているのは、一律ではなくて、それぞれの個別の旅館とかホテルで建て増し等々があって避難経路がなかなか複雑であるとか、そういう特定の場合を指しているのか、それとも一般的におっしゃっているのか。これを確認してみたいということで御質問させていただきました。

私からは以上です。

○玉井座長 では、永山様、よろしくお願ひします。

○永山意見聴取人 ありがとうございます。

御指摘ありがとうございます。私が想定しているのは、あくまで先生のおっしゃる中では特殊な事例のケースを想定しておりまして、今、宿泊施設においても本当に業態の幅が広がってございまして、極端な話、屋外ではしごを上らなければ泊まれない宿であるとか、川を越えて石伝いに行かなければ使えない部屋とか、そういった面白い部屋というものも出ているケースがありまして、当然、障害者差別防止法は熟知もしておりますし、できる限り利用していただきたいという気持ちはありながら、一方では、それでも難しい業態という特殊なケースはあり得るのだろうなど。

その場合も御丁寧に説明した上でというのが条件になるかと思ひますけれども、その上で御理解いただくというのが今の法律の前提ではあるのですけれども、どうしてもその辺りで折り合いがつかなかった場合、安全というものを最大限の理由にできないかというのが今回の趣旨でございます。決して一般的にどの宿泊施設もそういうことができるのか、そういうことを意図したものではございませんので、御了承いただきたいと思ひます。

○坂元構成員 どうもありがとうございました。

○玉井座長 よろしゅうございますか。今のケースはあくまで特例、例外的な場合にもそういうことが可能になるようにしてほしいということで、法律に載せるかどうかということころまではという考えでよろしいでしょうか。

○永山意見聴取人 そうですね。なので、そういった特殊なケースも全て排除されるような条文では、ちょっと柔軟性がないなという意見でございます。

○玉井座長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

逆に3団体の皆様のほうから先生方に、こういう点はどうでしょうかということがありましたら、遠慮なくお聞きいただければと思います。

では、三浦様、お願いします。

○三浦構成員 三浦です。

お聞きした限りでは、3団体の方は共通して、宿泊拒否してはならない事例があるということはお認めになっているように感じるのです。問題は、全日本ホテル連盟の委員の方がおっしゃったように、削除してしまっただけでその辺が担保できるかどうかという議論が必要だろうと思うのです。私は弁護士としていろいろなクレーム対応もしているのですが、最近非常に感じているのは、SNSを使った形でこういう事例がありましたというふうに公表されるのが一番企業側にとっては非常に辛いところである。表現の自由があるので、それを止めることはほぼできませんから、出た後で対応するしかないのです。そういう意味でいくと、確かにガイドラインで決めるというのでやっていった場合、SNSか何かでこの旅館はガイドラインに反しているのではないかというようなことで言われれば一発でアウトになる可能性もあるので、それでいいのかなと思う反面、反動というか、今までは第5条があったのがいきなり削除になってしまうと、よし、削除になったというようなことで誤解される旅館さん、ホテルさんが出てくる可能性もなきにしもあらずかなという感じもするのです。

ただ、伺っている限りだと、事例としては、拒否してはならない宿泊客の例のほうが範囲としては少ないのではないかと思います。だから、第5条の表現の仕方が、確かにおっしゃるような一般的に宿泊締結義務がありますよということで、営業の自由を完全に否定した上で、下記の事由の場合には宿泊拒否していいという書き方をしているのです。一方の営業の自由の制約としてはかなりきつい、しかも、それが犯罪にまでなってしまうということで、憲法判断を求めたときに果たして第5条は合憲性があるのかどうかという問題まであるようにも思うのです。だから、逆にしてしまっただけで、下記の事由の場合には宿泊拒否してはならないというような形で規定するのも一案かなと。ただ、それは条文の作り方の問題として、その事例を厚労省の法律づくりの専門家が内閣法制局と話し合いながら、うまくそれが摘記できるのか。やはり第5条みたいな形で書いておかないとなかなかできないのか。その辺のところは検討する必要があるなと思うのですけれども、それを今日は感想じみたことですが、感じました。

○玉井座長 ありがとうございます。

では、越智先生、よろしくお願いします。

○越智構成員 私から2つあって、1つは先ほどの法律の問題と、もう一個は運用の問題と、前回もお話したのですけれども、まず法律の問題で、民法の521条に「契約締結及び内容の自由」が記されています。ただ、その前提に、法令で定めた場合にはその限りにあらずとなっているので、旅館業法第5条の規定は非常にきついのかなと。バランスがどうなのかなと考えると、ちょっとバランスが悪いのかなと非常に感じます。

運送業のタクシーでは、第13条でお客様を拒絶してはいけないと書いてあるのですが、マスクをしない乗客とのトラブルを解決する為に、運送約款で乗車拒否できるようにしました。法律と約款をどのように使い分けているか、ほかの業界も含めて一遍整理してもらったほうがいいのかなど。たしか航空業界もマスク着用の件でトラブルになり、実際は航空法上での安全な運航に関するキャプテンの判断ではなく、16条の運送の拒否とか、制限をしてもいいという業務遂行の判断というところを使って最終的にやっているはずなのです。ですから、法律ではなくて約款でやっているはずです。旅行業の場合も、お客様に明らかに熱があったりおかしい場合にはやめていただく。その代わり取消し料を取りませんというように旅行会社側が解除権を使っていますが、これも約款の規定を使っています。業法と約款の使い方を他の業界がどのように使っているかを調べていただけるといいと思います。

それから、もう一つの運用の話です。全部の業界、250ぐらいの業界がコロナの対策のガイドラインをつくっていて、宿泊業、ホテル業に関してもガイドラインがあります。そのガイドラインにはしっかり検温をなさいと書いてあります。発熱の有無も確認して、軽度であっても倦怠感だとか症状がないかどうかもちょうど確認なさいと書いてあって、その場合には医療機関だとか受診センターに相談なさいとなっています。もしその場合、今のガイドライン上は、疑いのあるお客様への対応としては、部屋に泊まってもらって、マスクの着用をお願いして、外に出ないようにしてくださいという要請をするという指示になっています。非常に弱いのです。食事も部屋にお届けしてくださいとなっていて、今、多分このガイドラインに基づいて各自治体も含めて対応しているので、とりあえず何かあっても部屋に泊めておいて、ちょっと部屋を分けて、食事をお客様の部屋に届けてという状態になっていると思うのです。

ちょうどデルタ株の関係で、つい先日、先週出たのが抗原検査キットを積極活用して行って従業員の安全を担保なさいと、それに沿ってこのガイドラインを全部見直せという通達が各業界に出ています。9月の中旬をめどに、まずデルタ株に対応してガイドラインを強化することが求められています。デルタ株は感染力が強いので、抗原検査キットの活用だとか、その後のお客様の隔離についても、要請ではなくて、しっかり、本当に聞いてくれなかったら出ていってもらいますよ、くらいのことを強く言わないと駄目なのではないかと思うのです。従業員の皆さんもそうだし、ほかのお客さんの安全も担保できないような状態まで感染力の強い株が広がっているのですから、ちょうどそのガイドラインのほうも含めて見直しをしていって、現実に即した形で運用を見直していただくということも併せてやっていただかないと、多分、法律の条項どうこうというよりも現実が進んでしまっていますので、併せて両方御検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○玉井座長 ありがとうございます。

一つ一つの御意見を議論していくと、とても時間がなくなってしまうので、取りあえず今日の場合、意見聴取人の皆様の御意見を含めて、各先生方がどういう御意見をお持ち

ちか取りあえずお出しいただくというふうに進めたいと思いますので、よろしく願いします。

○多田構成員 それでは、全旅連の多田でございます。

今日お越しになっているお三方は、全く同業種ということで、厚生労働省の所管でございますので、我々は上部、下部団体としてこういう席に着かせていただいたのですが、やはりいろいろなお客様の利用の仕方その他で少し切り口が違う部分も感じられました。ただ、1つ根底的にあるのは、私もこの間の会議でも皆さんが同じように感じられたのは、明らかという、この一言が非常に重たい、今の宿泊拒否の状態を曖昧というか、なかなか踏み切れない環境をつくっているのは事実でございます、ここに私は集中していくべきということを強く感じているところでございます。

皆さん方のいろいろなお悩みの切り口を解決する方法としては、そこが一番の形になると思います。もちろん極論で、廃止すればいいではないかということも大事な切り口だと思います。ただ、これまでであった法律が、これを相当なエネルギーで変えていくということにもなりますので、これがなくなった場合、代わりの担保はどうするのだということにも、今日一番初めに質問されたような形のいろいろな方の対応を行うのがこの業界の使命でございますので、そこが揺らぐのではないかという心配も少しだけありました。

いずれにしても、ただ、現実的に皆さん、現場で5条の宿泊拒否をこの感染症の中で大変苦労されている。これは事実でございますので、何とか変えなければいけないということは明らかです。

それから、もう一つのほうで、私らの中でも政策委員会というのがありまして、この間、喫緊に今日の旅館業法の改正検討に関して大きな部分での意見をいろいろ聞いてみましたら、やはり平常時とこういう状況とでは違う対応をしないといけないということでは認められる、例えば身分証に関しては特措法とかそういうものが発動された中では、これは我々はやらなければいけない。追跡していかなくてはならないから、やらなければいけない。平常時はここまでやる必要はないのではないかとということで、そういう使い分けがきちんとされるべきではないかという意見は、私も同じように感じたところでございます。

ほかのことに関しては、営業体のいろいろ新しいものがありますから、これは特殊なケースということで、今回は私のほうから特別にコメントをするつもりはないのですが、参考になりました。

○玉井座長 ありがとうございます。

それでは、オンラインで御参加の先生方、いかがでしょうか。

内田先生、よろしくお願いします。

○内田構成員 大分県東部保健所の内田でございます。

今日は現場からの多くの御意見をありがとうございました。大変参考になります。

私ども、実際に今、コロナ患者さん方で、旅行者の方で困っていることが、1つは、旅行先で濃厚接触者というお知らせが来たという方です。こういう方に関しては、宿泊先で

濃厚接触者であっても泊めていただけるホテルもあるし、そうでないところもありまして、その辺が非常に、法律上は明らかにですので、濃厚接触者はまだ感染者ではありませんので、現状の法律では泊めていただく必要があるかと思うのですけれども、ところが、そのところが今度、法律が改正されて、もし、明らかにではなくて、疑いがある者についても宿泊できないということになりますと、たちまちこの濃厚接触者の方々は行き場を失うわけでありまして。公共交通機関も使えない。だから、例えば大分に東京から旅行に来ている方が、旅先で急に濃厚接触者だという知らせが来たと。そういう方は、宿泊もできない、動きもできないということになりますと、たちまち路頭に迷うことになります。

そういった方々をどうすればいいのかということを考えておきながら、やはりこの議論は進めていくべきだろうなど。そういうのは特別に何かほかの手立てを打つのか、あるいは濃厚接触者の方々を宿泊できるような宿泊所をまた別に設けるのか。そういったことを行わないと、たちまち問題が非常に大きくなっていくのではないかなと思っております。

私からの意見は以上でございます。

○玉井座長 ありがとうございます。

今の御意見は清水様からの御意見、5条を撤廃するというところに含まれる御意見と議論が深まっていく部分だと思います。ありがとうございます。

では、続きまして、遠藤先生、よろしくお願ひします。

○遠藤構成員 聖路加国際大学の遠藤と申します。大変貴重な現場の御意見をありがとうございます。

私からは1点、いずれの聴取人の方でも結構なのですが、いずれの方も医療機関との連携の重要性をうたっていらっしゃるのですが、私の知る限りでは、大きなホテルとか旅館は提携医療機関があつて、具合が悪くなったときには御紹介しますというふうに書いてあるのですけれども、コロナの場合で実際にお客さんがいらっしゃって、フロントでこれはちょっと判断がつかないと。提携したクリニックなり病院に問合せをして、そちらに宿泊客の方を御紹介し、そして、その紹介された医療機関で判断を受けた結果、どういう対応をしたか、その辺の実例みたいなものを伺わせていただければと思います。医療連携というのは非常に大事なことだと思うのですけれども、それが実際に多くの宿泊施設で可能かどうかというところを知りたいものですから、現場の実際の様子はどうなのかということをお教えいただければと思います。ありがとうございます。

○玉井座長 今回の御意見について、意見聴取人の皆様、代表してお答えいただけますでしょうか。では、清水様、よろしくお願ひします。

○清水意見聴取人 内田先生のおっしゃられたことについて、濃厚接触者がいらっしゃった場合、私どもは実際にグレーな方々がお泊まりになることがあります。その後、結果、かかっていたとかそういったこともあるのですけれども、私どものガイドラインのところでも少し触れたのですが、それぞれの都道府県には宿泊療養施設というのがあるかと思ひます。私は福井から来ているのですけれども、福井市内にもそういう施設、ホテルが、

県のほうが委託して、コロナ感染でも軽症者の場合はそういったところに入っていらっしゃるかもしれませんが、そういう宿泊療養施設の中で濃厚接触者用のスペースというか、フロアというか、そうしたものをつくっていただけるようにしたほうが私はいいのではないかと。全くのそういう疑いのない健常者といいますか、普通のお客様と濃厚接触者とを一緒に私どもホテルとして受け入れるということは非常に難しいですし、従業員としても嫌がるのです。特に、清掃に当たる清掃業者に拒否されたという事例もあります。そんな濃厚接触者が使ったような部屋を私たちは掃除できませんということがあるのです。

そうした場合に、不慣れたフロント係が掃除するとか、そうしたこともありますし、濃厚接触者の取扱いというのは今、議論して、どうすべきかということは私どもの連盟の会員からもたくさん要望をいただいていますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

○玉井座長 では、里見様、よろしくお願ひします。

○里見意見聴取人 ちょっとだけ補足させていただきますと、今、現場で実態としてどうやっているのだろうかという御質問もございましたけれども、ここは本当に一番苦勞して悩んでいるところでございます。しかし、実態としてはかなり柔軟にやっております。濃厚接触者だけではなくて、むしろ、例えばお泊まりいただいている中でPCR検査を受けたら陽性だったというようなお客様もよく出る話ですし、様々なお客様が実際にはお泊まりいただいているわけです。おっしゃるように医療機関、あるいは保健所の皆さんと連絡を取りながら、御指導いただきながらやっているわけですが、そこは本当に苦勞しています。部屋からとにかく出ないでくださいということはもちろんお願ひしますが、例えば3日間一つの部屋にお泊まりいただいて、その間はリネンも替えません、掃除もしませんということにさせていただく。そして、3日たったらまた別の部屋に移っていただき、また別の部屋で3日間過ごしていただく。その間に今までの部屋は消毒をして、掃除をするのも少したって、ほぼ安全だなというときになって初めて掃除をするという工夫をしているところとか、様々な工夫をしていますけれども、しかし、できる限り柔軟にやっいていこうと。

濃厚接触者だけではなくて、例えば、最初の頃は海外からたくさん帰国された方がおられた。そういう方々が、すぐには自宅に行けないので、取りあえずホテルで2週間泊めてほしいと、そのような御要請も随分ありました。ほとんどはその要請を受けております。やはり非常に危険な状態でありながら、どうやってその感染を防ぐかということについては各ホテルでいろいろな工夫をしながら。そこはできる限りそれを受けるといことで実際はやってきております。ただ、ここについて非常に苦勞していることは事実でございます。

○玉井座長 遠藤先生、よろしゅうございますか。

○遠藤構成員 内田先生の御質問にも関係していたと思うので、私は結構です。ありがとうございました。

○玉井座長 承知しました。

続きまして、櫻田先生、御質問があったようですが、いかがでしょうか。

○櫻田構成員 ありがとうございます。質問というよりは考えをという事で、感想になるかもしれませんが、申し上げたいと思っております。

今回、各業界団体の皆さんにおかれましては、お忙しい中御意見をお伺いできましたことは大変貴重な機会と思っております、ありがとうございます。

様々な観点からお話をいただいたと思っております、5条については撤廃してガイドラインで対応するというようなことも含めてお伺いをしたところでございますけれども、やはり皆さん守られなければならない方たちというようなところは共通のところがあるのかなと思いますし、検討していくに当たっては、法の設立の目的の趣旨にのっとり再度検討していくべきなのだろうと思っております、明らかに罹患したことが分かる時というようなところに対して分かりやすい判断基準を公表するというようなことも御意見の中にありましたけれども、ただの体調不良ということももちろんあると思いますし、一方で感染症ということを少し分けて考えなければいけないのだろうなとも感じたところです。

今、コロナだけではなく、今後も新たな感染症が発生するということも考えられますから、そういったことも視野に含めて、その要件の緩和ということは慎重に検討しなくてはならないなと思ったところでございますし、先ほど内田先生から濃厚接触者のお話がありまして改めて感じたのは、二次感染みたいなことも防いでいかななくてはならないという観点もあると思いますから、そういったことも含めて、今後さらに議論していかななくてはならないのではないかと考えたところでございます。

私のほうから、5条に関しましては、一旦以上とさせていただきます。

○玉井座長 ありがとうございます。

それでは、増田先生、よろしく申し上げます。

○増田構成員 3人の方からのお話を伺いまして、本当に御苦労されているのだなと思ひまして、ありがとうございますとまず感謝を申し上げたいと思います。

これまでの厳しい規制によって、消費者は安全に守られていましたし、そしてまた、この規制があったからこそ非常に信頼を寄せて利用しているという状況にあると思います。今回、宿泊拒否できないことについての全面削除であるとか一部削除するというような御提案をいただきまして、やはりその点については検討すべきことだと私も認識しております。ただ、今、世の中全体が事業者さん側の自主的な取組にかじを取っている状況があるので、やはりそのところは重視すべきだと思いつつも、非常に重要なところですので、そこを自主的取組に任せていいのかどうかというところは、部分によっては十分な検討が必要だと思っております。

それと、本人確認の必要性についてなのですけれども、状況が、今、特にコロナの感染症の問題が非常に大きいので、現状では本人確認はより一層求められているのではないかと思っております。そういう意味で言うと、デユースにおいても後追いができるようにしておく必要があるのではないかと。これは平常のときには必要ないのかもしれませんが、

こういう危機的な状況においては必要性が高まっているかなという感想を持っておりまして、マイナンバーカードの取得を国が急いでいるという状況もあって、まだまだ割合は少ないですけども、そういうものを持つようになってきたときには、ある意味スムーズになっただけというふうな期待もしているところです。

1つ質問なのですが、保険をかけるというところで御意見がありました。コロナの保険とかこういう事態においては、全ての宿泊者の方に一定の保険をかけて負担してもらおうということも考えられるのかなと思いますし、特別に高い調度品を置いているようなところについては、それも含めて料金にすることは考えられないのかなというふうな、これは質問です。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○玉井座長 ありがとうございます。

最後の質問なのですが、これはどなたかお三方、お答えいただけますでしょうか。

では、多田先生の方からお願ひいたします。

○多田構成員 清水さんのほうからの保険の項目に関しては、保険制度の問題でいろいろあるのですが、極端な話をいうと、これはなかなか保険会社がそういうものの対応をしないという、したいのだけれどもできないというのを突破して、できるような商品ができて、清掃その他消毒に我々の業界に対して保険を担保してもらった商品が出ました。それを積極的に活用しろという意味でありまして、消費者の人たちにその負担をしてくれという話ではないと思います。要するに、備えをしていろいろしましょうという意味合いでの列挙だと思うのですが、そういう意味であると思います。

清水さん、そうでしたね。

○清水意見聴取人 おっしゃるとおりでございます。

○多田構成員 ですから、利用者の方にその負担を担いでくれということではない意見です。いろいろな角度で負担になることを避けようという、この趣旨とは違う部分でのいろいろな拾った声であったと思います。

○玉井座長 よろしいですか。最後の高価なものとかそういうものに対して上乗せをしていった。これは多分お三方お答えにくいと思いますけれども、このデフレの状態です。それを消費者側の価格に反映させるというのは、現状、非常に厳しいということはずいぶん御理解をいただきたいというふうに思います。

では、先生方からも5条に対する御意見をいただきました。

次に6条に関しては、職業欄はもう要らないということは大体皆さんオーケーだと思いますが、身分の確認という点、今、先生のほうからもお話がありましたが、これをどのようにしていくかということ。お時間の都合もありますので、皆さんの御意見をお聞きするわけにはいきませんから、早い者順で御意見がありましたら挙手いただきたいと思います。身分証の確認という点でいかがでしょうか。

では、三浦先生。

○三浦構成員 意見というよりか、実際に公衆衛生で追いかけている内田先生に、本人確認の必要性があるのかどうかをお聞きしたほうがいいのではないですか。

○玉井座長 三浦先生からそういう御意見ですが、内田先生、公衆衛生の概念から身分確認といいますか、それをきちんと追いかけるという点についてはいかがでしょうか。

○内田構成員 ありがとうございます。

基本的に、御本人にどうしても連絡を取りたいのはその御本人のためでありますので、御本人が身分を明かしたくないという意思があれば、そこをまた無理やり書かせておいて無理やり連絡するということまで要るのかどうかというのは、ちょっと私どもは疑問に思うといいますか、そこまで徹底すべきものだろうか。実際、コロナ対応をしておりますも、我々が調査しても、本当のことを言わない方は結構いらっしゃいます。身分を明かさない。私はもうずっとこの1年間無職です。生活保護でもないのですよ。子供も2人います。妻もいます。でも、みんなよそに出かけていませんということをおっしゃる方は、それをどこまで公衆衛生上の必要で本当のことを言ってもらおうかという、そこは難しいなと思っています。ですので、そこを宿泊業の方々に非常に正確な宿帳をつくってくれと、そこまでお願いする必要があるのだろうかとはちょっと疑問に思います。

以上です。

○玉井座長 ありがとうございます。

なかなか深い議論になっていくのだろうと思いますが、御意見いかがでしょうか。

永山様、お願いします。

○永山意見聴取人 内田構成員、ありがとうございました。

我々としては、やはり防犯上であったり、あとは公衆衛生上という観念で必要だなということ書かせていただいているのですけれども、実際に泊まれる方の同一性の担保というか、実際に来られている方が御本人であるかというのが一方では必要だなというのはありながら、先ほど里見意見聴取人も言われたように、では、実効性としてどれくらい手間がかかるか、どれくらいお客様の不興を買うか、そういったことも問題点としてあると考えているのです。ただ、同一性というものは何らかの形で担保する必要があるのではないかという提案でございますので、こちらについては引き続き御議論いただければありがたいかなと思います。

ただ、繰り返し申し上げたいのは、そういった形で完璧に捕捉しなくていいよという御意見がありながら、6条のほうには、事項を記載し提出しなければならない、それに違反した場合は罰則という論法になっておりますので、少なくとも正確な記載、正確な提出に対しての罰則というものは、これについては併せて御検討いただいて、削除をお願いしたいなという次第でございます。

○玉井座長 ありがとうございました。

非常に深い議題になってまいりますので、知見をお持ちの皆様方と議論していると明日の朝までになってしまいそうでございます。今日は3団体の代表の皆様にご貴重な御意見を

いただき、また次回もヒアリングがあります。いろいろな視点で御意見をいただいて、ぜひ先生方にこれを基に議論を深めていただきたいと思います。

私から最後に一言。ずっと議論を聞いていまして、私はホテルをやっていたから、宿泊産業は基本的に困っている人がいればお泊めしなさいというのが原点なのですが、ホテル創成期ヨーロッパのホテル王と言われた、セザール・リッツがサヴォイですとかザリッツをつくった時代には、基本的にレストランのテーブルには全部リザーブドというのを置いておいたのですね。ホテルに合うお客様であれば「お待ちしてました」。合わないお客様ですと「今日は満席でございます」と、お客様を選ぶという時代があったのですね。今こんなことをやったら通用しません。ずっと議論をお聞きしていると、マーケット・お客様と施設・提供側がどういう形でコンタクトしていくのか。ホテルビジネスの原点は、「ホテルがお客様をつくり、お客様がホテルをつくる」という関係があるのですけれども、多分そういうところにまで議論が行くのではないだろうかと思われれます。すみません。余分なお話だったかもしれません。

今日は大変貴重な意見を、また、大変御多忙の中お越しいただきまして、ありがとうございました。

続きまして、第3回以降の関係者ヒアリングについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○溝口課長補佐 事務局でございます。資料3を御覧ください。

今日は宿泊関係団体の方々からのヒアリングでしたが、次回、3回目以降のヒアリングに関するものでございます。

第3回の検討会以降の関係者ヒアリングとしましては、ヒアリング対象の方々を、患者及び障害者団体の方々にかきたいという形で考えております。ヒアリングの対象の方ですが、ハンセン病関係団体、HIV/エイズ、難病などの患者団体などの方々、身体障害者、知的障害者などの障害者団体の方々を想定しております。

2の主な意見聴取内容ですが、今御議論いただいております旅館業法の5条、宿泊拒否の制限の見直しに関する事。特に新型コロナウイルス感染症の感染予防との関係や、見直しに当たっての留意すべき点などを中心に伺えればと思います。その他、旅館業法全体についてという形で考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○玉井座長 ありがとうございます。

先生方、このヒアリングについて何か御意見がございましたら、よろしゅうございますか。

では、次回はこういう関係者の皆様にお越しいただいてヒアリングをさせていただきますので、御質問等も御用意いただければと思います。ありがとうございました。

今日は大変貴重な御意見等を、本当はもっともっと時間があって議論したいところでございますが、時間的な都合もでございます。この御意見を基に、ぜひ委員の皆様方には積極

的に、建設的な結論になるよう、お考えをおまとめいただければと思います。

それでは、今日のヒアリングはこれにて終了したいと思います。

では、議事は事務局のほうにお返しいたします。

○成松課長 生活衛生課長でございます。

ヒアリングを受けていただいた皆さん、ありがとうございました。

ちょっと振り返りというか、宿題事項として受け止めさせていたでいるのが、先ほど越智先生からおっしゃっていただいたように、今回も出たような航空法とか道路運送法でどういう法律の立てつけになっているか、あるいは約款と法律との関係がどうなっているかとか、そういったところは恐らく、議論に出ています公共交通機関と旅館というのは少しそういった意味で似通ったところがあると思いますので、他の法律の例とか、他のサービスの事例を事務方として整理させていただくというのを1つ宿題として受け止めさせていただきます。

そういったことで、次回、27日を仮押さえさせていただいて、調整させていただきますけれども、そこに出せば出させていただきますし、他省庁のお話にもなりますので少し確認が要ると思いますので、そういったところをできるだけ早く準備させていただければと思います。

以上でございます。

○玉井座長 今、締めましたけれども、まだ時間がちょっとございますので、先生方あるいは聴取人の皆様方から全体を通して御意見がありましたらお聞きします。

では、三浦先生。

○三浦構成員 厚労省のほうに確認なのですが、永山さんがおっしゃっていた宿泊名簿なのですが、宿泊名簿というのはお客様のほうが記入しますね。それがいいかげんなものであった場合に罰せられるのはお客様のほうだけですよね。

○成松課長 厚労省の生活衛生課長でございます。

多分、参考資料3の参照条文の6条で、条文的にはっきりとしていなくて、6条1項を御覧いただくと、営業者は、記載して、これを求めがあったときに提出しなければならないということと、2項は、宿泊者は、営業者から請求があったときは、前項に規定する事項を告げなければならないという形になっています。それぞれ6条1項、2項に違反した者は罰則がついているということになっています。そういう立てつけで言いますと、法律上は恐らく、営業者がまず書くと。

○三浦構成員 営業者が書くのですが、その罰則というのは、知事のほうから提出しろと言われたときに提出しなかった場合。それから、そもそもそういうものを作っていない場合。この場合は処罰されますね。ただ、その事項が、お客様がうそを言っていて、それをそのまま宿泊名簿に記載していた場合は、お客様のほうは虚偽の事項を記載したということで罰せられるけれども、営業者のほうは罰せられませんよね。

○成松課長 お客様が例えば全くうその住所とか氏名を書いて、営業者のほうがそれを信

じて書いたという場合は、恐らく6条の1項違反にはならないと思います。

○三浦構成員 ならないですね。だから、逆に言うと、営業者のほうは、本人確認義務は今の旅館業法ではないという前提でいいのですよね、要するに、その記載事項が正確であるかどうかまでの確認義務は、旅館業法上、現行法ではないという前提でいいのですよね。

○成松課長 一応、省令とか要綱のほうでは本人確認をしっかりとってくださいねということとは書かせていただいているのですけれども、それを何か書類で確認しなさいとかそういうことではなくて、求めているのは、お顔を見て確認、それをフロントなりでやってくださいというような形で出ています。

○三浦構成員 厳密に言うと、本人確認義務ではなくて、一応お客様のことを信じてつくりさえすれば旅館側はオーケーということですね。

○成松課長 おっしゃるとおりで、お客様の私は誰それですというのを信じて書くと。

○三浦構成員 書けばいいということですね。

○成松課長 というのは大丈夫だと思います。

○三浦構成員 だそうです。

○永山意見聴取人 永山でございます。

この辺りはやはり同業者で議論もしたところではあるのですけれども、条文自体がとても、課長がおっしゃったように主語と目的語が結構曖昧なところがあって、例えば記載を拒否された場合、白紙で出された場合、また、明らかにこんな住所はあり得ないよという地番も書かない状態で出された場合、当然最終的には記載者が処罰の対象にはなるのですけれども、それを容認した我々というのは、やはりそれも1項で言うと主語が「営業者は」となっているので、とても危うい条文ではないかという解釈はしています。なので、その辺りはどちらにしてもはっきりした形に整理していただきたいなと思います。

○玉井座長 すみません。縮めてから細部にわたる議論で、では、追加で越智先生。

○越智構成員 この業界の法律とか約款の整理もお願いしたのですけれども、そのときに今は割とマスク問題で約款条項をほかの業界が言っているのですけれども、実は感染対策のガイドラインで体温測定をきちんとやって、個人のお客さん全部に網をかけているのは旅館業界だけです。こんなことを真面目にやって、本当に設備に金をかけてちゃんとやっている業界はどこもないのですよ。ですから、そこもほかの業界との違いみたいなものを比較で入れておいてほしいなと思います。

○玉井座長 分かりました。事務局、お願いします。

○成松課長 実は、ほかの業界のガイドラインを眺めさせていただいて、全て見たわけではないのですけれども、例えば飲食店でも検温らしきことは書いていますが、どのぐらい義務的に書いているかというのも多分あると思いますので、その辺りも宿泊業と申し上げた飲食店とかその他のサービスを並べてみて、御覧いただければと思います。

○多田構成員 最後によろしいですか。すみません。ちょうど永山さんのそのことから端

を発して、今、越智さんが言われたのですけれども、赤羽大臣に呼ばれまして、去年の7月17日、私は残念ながら出られなかったのですが、清水さんが宣言文を読み上げて、百幾つにわたる項目に関して国土交通省からGo Toトラベルを動かしていくための条件、これをやれということで、喜んでやりますということの宣言をしたのです。それをして、それを守っているのがこの業界です。法律に非常に忠実に従っているのがこの業界なのです。ところが、こういうことが起きて今初めて、不条理であるということの声が大分上がってきているのが現実でございます。我々はやられっ放しの業界とよく言うのですけれども、隣に越智さんがいるからまずいのですが、エージェントさんにも叱られ、お客さんに叱られ、はいはいとやってきたツケが今出ているのではないかと感じているわけです。

マスクの問題をちょっと私は言わせていただきたいのですが、ここにいる皆さん方はしっかりと鼻を出していないのですけれども、マスクをしたって鼻を出していたらだだ漏れなのです。これを何で言わないのかなというのをすごく思います。ですから、正しい装着とか使用の仕方とかをつけないと、これはいつまでたっても、例えばマスクしていたのにつつされたとか、こういう事件が起きます。要するにそういうクオリティーの、どのようにしたらうつらないかということに関する情報があまりにも出ないのです。何人死んだかとか、何人入院しているかと、こんなことばかり放送しているマスコミ。これは公開だからまずいのですけれども、でも、これは何かで言わなければいけないと思ったので言うのですが、どうしたらうつらないかということに関して、しっかりとしたエビデンス、データを国民に知らせる必要があると思います。

そんなことをなしで数だけ言って恐れさせて、どうしたらうつらないのだということでは不安がっている状態ではいけないと思いますし、せっかくやるのでしたらマスクは正しくつけましょう、正しいとは何だということに関して、やはりそれは興味が出ますから、どうするのということになると思うのです。

手洗いとか何とか、それから換気が勝負。換気がいいということが一番回避できる条件だと私もすごく思っておりますので、そういう3点をもっともっと広報していただきたい。まして厚生労働省でございますので、ぜひよろしくお願ひしたいなと強く感じています。

以上です。

○玉井座長 締めましてから感情論も含めて本音が出てまいりまして、次回も含めて、こういう忌憚のない議論ができればと思います。

たびたびになってすみません。もう時間もちょうどよろしいようでございますので、事務局のほうにお返しいたします。

○溝口課長補佐 ありがとうございます。事務局でございます。

本日も活発な御議論、御審議をいただきまして、ありがとうございました。また、参考人の方におかれましては、ありがとうございました。事務局のほうからも御礼申し上げます。

本日の議事録でございますが、原稿ができ次第、各構成員と参考人の方も含めて送付、確認いただいた上で、厚生労働省ホームページに公表させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、次回開催につきましては、事務局より追って御連絡を申し上げます。

それでは、以上をもちまして、第2回旅館業法の見直しに係る検討会を終了いたします。

本日はお忙しいところを御参集いただきましてありがとうございました。